

計画作成年度	平成25年度
更新・変更年度	令和4年度
計画主体	秋田県横手市

横手市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 横手市農林部 農林整備課
所在地 横手市旭川一丁目3番41号
秋田県平鹿地域振興局 庁舎内
電話番号 0182-32-2114
FAX番号 0182-32-4037
メールアドレス norin@city.yokote.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ツキノワグマ、カラス類（ハシブトガラス・ハシボソガラス） イノシシ、ニホンジカ、カワウ
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	秋田県横手市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
ツキノワグマ	果樹	0.08ha	875千円
	水稻	0.01ha	15千円
	野菜	0.06ha	349千円
	計	0.15ha	1,239千円
カラス類	果樹	0.12ha	471千円
	水稻	0.30ha	453千円
	計	0.42ha	924千円
イノシシ	水稻	0.20ha	294千円
	野菜	0.03ha	33千円
	計	0.23ha	327千円
ニホンジカ	被害なし		
カワウ	不明		

(2) 被害の傾向

(ツキノワグマ)

市の中山間部のほぼ全域で出没が確認されており、農作物の被害は、もも・ぶどう・りんご等の果樹類、水稻に及んでいる。また、近年は樹園地や畠地に止まらず、住宅地や公園等にも出没が確認され、人の生活圏への侵入が頻繁で、農作物被害のみならず、人身への被害が懸念される状況となっている。

(カラス類)

市内のカラス生息数及びねぐら等の生息場所は不明確であるが、市街地ではゴミの散乱や糞便による衛生環境の悪化が懸念される。

農作物の被害は、りんご、すいか等の果菜類のほか、直播後の水稻にまで及び、収入の減収にも繋がるため、農家から対応を求められている。

(イノシシ)

市の中山間部の地域で出没が確認されており、農作物の被害は、じゃがいも等の野菜類、水稻に及び、収入の減収にも繋がるため、農家から対応を求められている。

目撃情報の範囲が拡大しているため、農作物被害のみならず人の生活圏への侵入も懸念される。

(カワウ)

大森地域の山城堰から羽後町の鶴の巣地区にかけて100羽程度が確認されており、冬期のねぐらを形成している可能性がある。詳細な被害額こそ不明であるが、魚類の捕食被害は確認されているため、漁業協同組合から対応を求められている。

(3) 被害の軽減目標

(ツキノワグマ)

※ 10%軽減を目標

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和6年度）
被害面積	0.15ha	0.13ha
被害金額	1,239千円	1,115千円

(カラス類)

※ 10%軽減を目標

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和6年度）
被害面積	0.42ha	0.37ha
被害金額	924千円	831千円

(イノシシ)

※ 10%軽減を目標

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和6年度）
被害面積	0.23ha	0.20ha
被害金額	327千円	294千円

(ニホンジカ) 現状の被害なしを維持。

(カワウ) 被害額の算出には至っていないが、魚類の捕食被害が確認されていることから、主要な漁場での防除等により被害の減少を図る。

(4) 従来講じてきた被害防止対策
(ツキノワグマ)

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>横手市鳥獣被害対策実施隊(以下「実施隊」という)による箱わな及び銃器による捕獲や爆竹等を使用した追い上げを実施。</p> <p>出没時の広報車による巡回、及びチラシ、看板、安全安心メール等による注意喚起。</p> <p>農地における爆音機等による追い払いの実施。</p>	<p>箱わな及び銃器による捕獲を実施しているが、農地や人里に出没する個体が後を絶たず、取組の強化が必要である。</p> <p>出没情報に基づいて即時に出動や常時対応できる実施隊の人員・人材の確保が難しく、担い手の育成が必要である。</p> <p>個々で爆音機等を導入し追い払いを行っているが、わなを設置した周辺にクマが出没しており、農作業中の人身被害の発生が懸念される。また、樹園地周辺の住人からは騒音により設置に対する理解が得にくい状況にある。</p>
防護柵の設置等に関する取組	農家等受益者が必要に応じて個々に設置している。	豪雪地帯のため固定した防護柵等の設置は維持が困難。

(カラス類)

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>実施隊による銃器による捕獲を実施。</p> <p>爆音機等による追い払いを実施。</p>	<p>銃器による捕獲を行っているが、捕獲場所が山沿いになると逃げ場が多くなり、期待した成果が上がりにくい。</p> <p>個々で爆音機等を導入し追い払いを行っているが音に慣れ、効果が薄れる場合もある。また、農地周辺の住人からは騒音により設置に対する理解が得にくい状況にある。</p>
防護柵の設置等に関する取組	農家等受益者が必要に応じて個々に設置している。	網等で覆うなど対処しているが広範囲になると困難であり、また、覆ってもわずかな隙間から侵入してくる。

(イノシシ)

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	横手市鳥獣被害対策実施隊(以下「実施隊」という)によるわな及び銃器による捕獲の実施	捕獲に関する知識と経験が不足しているため成果がでていなければ、研修会等の開催により技術向上を図る必要がある。
防護柵の設置等に関する取組	なし。	なし。

(ニホンジカ)

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	横手市鳥獣被害対策実施隊(以下「実施隊」という)によるわな及び銃器による捕獲の実施	捕獲に関する知識と経験が不足しているため成果がでていなければ、研修会等の開催により技術向上を図る必要がある
防護柵の設置等に関する取組	なし。	なし。

(カワウ)

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	なし。	捕獲に関する知識と経験が不足している。
防護柵の設置等に関する取組	なし。	知識と経験が不足している。

(5) 今後の取組方針

(ツキノワグマ)

平成26年4月に設立した横手市鳥獣被害対策協議会（以下「協議会」という）において、被害防止対策に関する連絡・調整を行う。

実施隊による被害防止活動を実施する。

下記の具体策及び取組みにより、被害の軽減を図る。

- 1 動物駆逐用煙火等による追い上げ（追い払い）の実施や効果的な箱わなの設置に努める
 - 2 食品残渣や放置農作物におびき寄せられる事のないよう、出没要素の除去について啓発する
 - 3 防護柵の設置等、受益者自らが被害防止対策を図るよう啓発する
 - 4 市報やチラシ、看板、安全安心メール等を使った注意喚起、また、目撃情報の提供を行う
 - 5 実施隊の担い手確保や育成を図る
 - 6 森林の間伐、針広混交林化の推進により、餌となる堅果類の自然植生の環境、並びに緩衝帯の普及啓発を図る
 - 7 耕作放棄地の解消による里山への出没軽減を図る
- 被害防止対策を講じても被害の防止・軽減が見込めない場合は、箱わな及び銃器による捕獲を実施する。

(カラス類)

協議会において、被害防止対策に関する連絡・調整を行う。

実施隊により被害防止活動を実施する。

下記の具体策及び取組みにより、被害の軽減を図る。

- 1 鳥除け機材を用いた追い払いの実施
 - 2 ねぐら及び、生息地等の調査の実施
 - 3 カラスの生態を市民に周知啓発
 - 4 放任果樹等の除去を要請
 - 5 防護網の設置等、受益者自らが被害防止対策を図るよう啓発する
- 被害防止対策を講じても被害の防止・軽減が見込めない場合は、箱わな及び銃器による捕獲を実施する。

(イノシシ・ニホンジカ)

協議会において、被害防止対策に関する連絡・調整を行う。

実施隊により被害防止活動を実施する。

下記の具体策及び取組みにより、被害の軽減を図る。

- 1 わな及び銃器による捕獲を行い被害の防止に努める
- 2 防護柵の設置等、受益者自らが被害防止対策を図るよう啓発する
- 3 捕獲に関する情報収集に努める

(カワウ)

協議会において、被害防止対策に関する連絡・調整を行う。
実施隊により被害防止活動を実施する。
下記の具体策及び取組みにより、被害の軽減を図る
1 鳥除け機材を用いた追い払いや被害を受けにくい漁場環境の創出により、主要な漁場及びアユの産卵場等での被害活動防除活動に努める
2 カワウ協議会等の検討を踏まえ、必要に応じて銃器による捕獲を行う
3 ねぐら及び、生息地等の調査の実施
4 捕獲に関する情報収集に努める

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

平成26年4月に実施隊(161名)を設置した。(R4.1月末現在 113名) 実施隊は、市職員と横手連合猟友会員で構成し、現場の巡回・わな等の設置、有害捕獲等を行う。 市職員は市長が指名し、猟友会員は市長が任命する。 隊員のうち、主として対象鳥獣の捕獲に従事する者は、対象鳥獣捕獲員として市長が指名する。また、ツキノワグマの捕獲に当たっては、捕獲に従事する者の事故防止のため、ライフル銃を使用できる隊員については所持・携帯させ、周囲の安全性を確認したうえで捕獲を行う。 ツキノワグマが市街地に出没した際は、令和2年4月に策定した「ツキノワグマ市街地等出没対応マニュアル」により対応する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
4年度 ～ 6年度	ツキノワグマ	箱わな及び銃器による捕獲の実施 実施隊の新規隊員の確保 必要に応じた檻の修理又は増設 捕獲の効率化を図るためICT捕獲機材の導入 市職員のわな狩猟免許等の取得の促進

年度	対象鳥獣	取組内容
4年度 ～ 6年度	カラス類	パトロール・箱わな及び銃器による捕獲の実施 ねぐら及び生息地調査の実施による防止策の検討 実施隊の新規隊員の確保 市職員のわな狩猟免許等の取得の促進

年度	対象鳥獣	取組内容
4 年度 ～ 6 年度	イノシシ	わな及び銃器による捕獲の実施 実施隊の新規隊員の確保 必要に応じてICT捕獲機材を導入する 市職員のわな狩猟免許等の取得の促進

年度	対象鳥獣	取組内容
4 年度 ～ 6 年度	ニホンジカ	わな及び銃器による捕獲の実施 実施隊の新規隊員の確保 必要に応じてICT捕獲機材を導入する 市職員のわな狩猟免許等の取得の促進

年度	対象鳥獣	取組内容
4 年度 ～ 6 年度	カワウ	定期的なパトロールによる生息状況の把握 主要な漁場での追い払い活動の実施 コロニー・ねぐらでの対策は、協議会等において検討し、適切に実施する

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
(ツキノワグマ) 「秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第4次ツキノワグマ）」の個体数管理に基づく捕獲とする。
(カラス類) 農業団体等からの依頼に基づく捕獲とする。 カラス類の捕獲計画数は、過去三年間の捕獲実績の平均値とするが、被害状況及び飛来状況・生息状況の調査に基づき捕獲数を変更するものとする。 ・カラス類 平成元年度：879羽、令和2年度：644羽、令和3年度：652羽 平均：725羽
(イノシシ) 「秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第1次イノシシ）」に基づく捕獲とする。

(ニホンジカ)

「秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第1次ニホンジカ）」に基づく捕獲とする。

(カワウ)

狩猟期間中の越冬個体の捕獲。

有害捕獲及び予察捕獲。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ツキノワグマ	個体数管理に基づく捕獲数		
カラス類	725羽※	725羽※	725羽※
イノシシ	有害捕獲及び予察捕獲		
ニホンジカ	有害捕獲及び予察捕獲		
カワウ	有害捕獲及び予察捕獲		

※本市における有害鳥獣捕獲実績から、直近3年の平均を基に捕獲計画数とした。

捕獲等の取組内容

(ツキノワグマ)

箱わなによる捕獲及び銃器による捕獲は、実施隊員が行う。

(カラス類)

箱わなによる捕獲及び銃器による捕獲は、実施隊員が行う。

(イノシシ)

わなによる捕獲及び銃器による捕獲は、実施隊員が行う。

(ニホンジカ)

わなによる捕獲及び銃器による捕獲は、実施隊員が行う。

(カワウ)

銃器による捕獲は、実施隊員が行う。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

散弾銃で仕留められない距離での捕獲の際にライフル銃が必要となる。ライフル銃の使用に当たっては、安土（あづち：バックストップともいう）の確認を徹底するとともに、使用者に対し実技訓練等を実施し、安全性を確保する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
横手市	ツキノワグマの緊急的な捕獲が必要な場合に限り、一部権限委譲

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ツキノワグマ	なし	なし	なし
カラス類	なし	なし	なし
イノシシ	なし	なし	なし
ニホンジカ	なし	なし	なし
カワウ	なし	なし	なし

※必要に応じて、侵入防止柵等の設置を検討する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	整備内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ツキノワグマ	なし	なし	なし
カラス類	なし	なし	なし
イノシシ	なし	なし	なし
ニホンジカ	なし	なし	なし
カワウ	なし	なし	なし

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
4年度～ 6年度	ツキノワグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、銃器及び爆竹等を使用した追い上げを実施する。 ・食品残渣や放置農作物におびき寄せられる事のないよう出没要素の除去について周知徹底を図る。 ・市報やチラシ、看板、安全安心メール等を使った注意喚起、また目撃情報の提供を行う。 ・森林の間伐、針広混交林化の推進により、餌となる堅果類の自然植生の環境、並びに緩衝帯の普及啓発を図る。 ・耕作放棄地の解消による、里山への出没軽減を図る。
4年度～ 6年度	カラス類	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥除け機材を用いた追い払いを実施する。 ・ねぐら及び、生息地等の調査を実施する。 ・カラスの生態を市民に周知啓発する。 ・放任果樹等の除去を呼びかける。
4年度～ 6年度	イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> ・被害防止対策のための、知識の普及及び意識向上のための啓発活動を行う。
4年度～ 6年度	ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> ・被害防止対策のための、知識の普及及び意識向上のための啓発活動を行う。
4年度～ 6年度	カワウ	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥除け機材を用いた追い払いを実施する。 ・コロニー及びねぐら等の調査を実施する。 ・漁協者や市民に対し、被害等の情報提供を行う。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

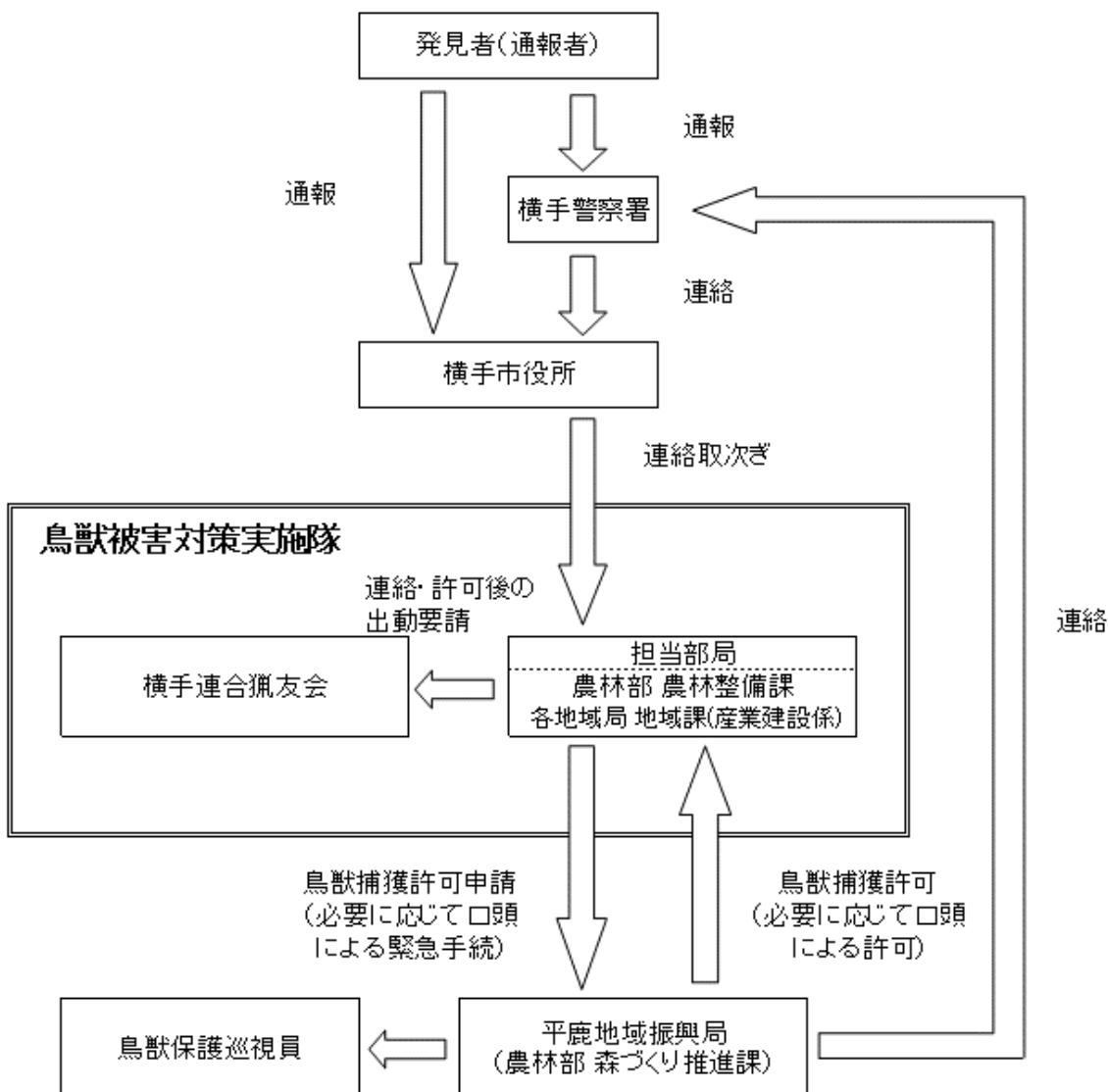
(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
横手市	現地確認及び関係機関からの情報収集に努め、市民への情報提供を行い、被害の未然防止を図る。また、緊急の場合は必要に応じて口頭による許可申請手続きにより、速やかな対応に努める。
秋田県警察横手警察署	周辺住民への通知、警戒指示並びに警察官職務執行法第4条第1項の規定に基づき、駆除命令の発動有無の判断をする。
秋田県平鹿地域振興局 農林部	鳥獣捕獲等の許可、指導を行う。
横手連合猟友会	銃器等を用いた捕獲に直接携わる立場から捕獲活動や対策への助言・指導を行うとともに、安全講習会の開催等により安全管理に努める。
横手市鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣捕獲許可に基づき、対象鳥獣捕獲員として捕獲活動を行う。また、パトロール活動等被害防止に努める。 現場責任者は、現場ごとの安全確保のための作業手順を定め、実施隊員に周知徹底を図る。

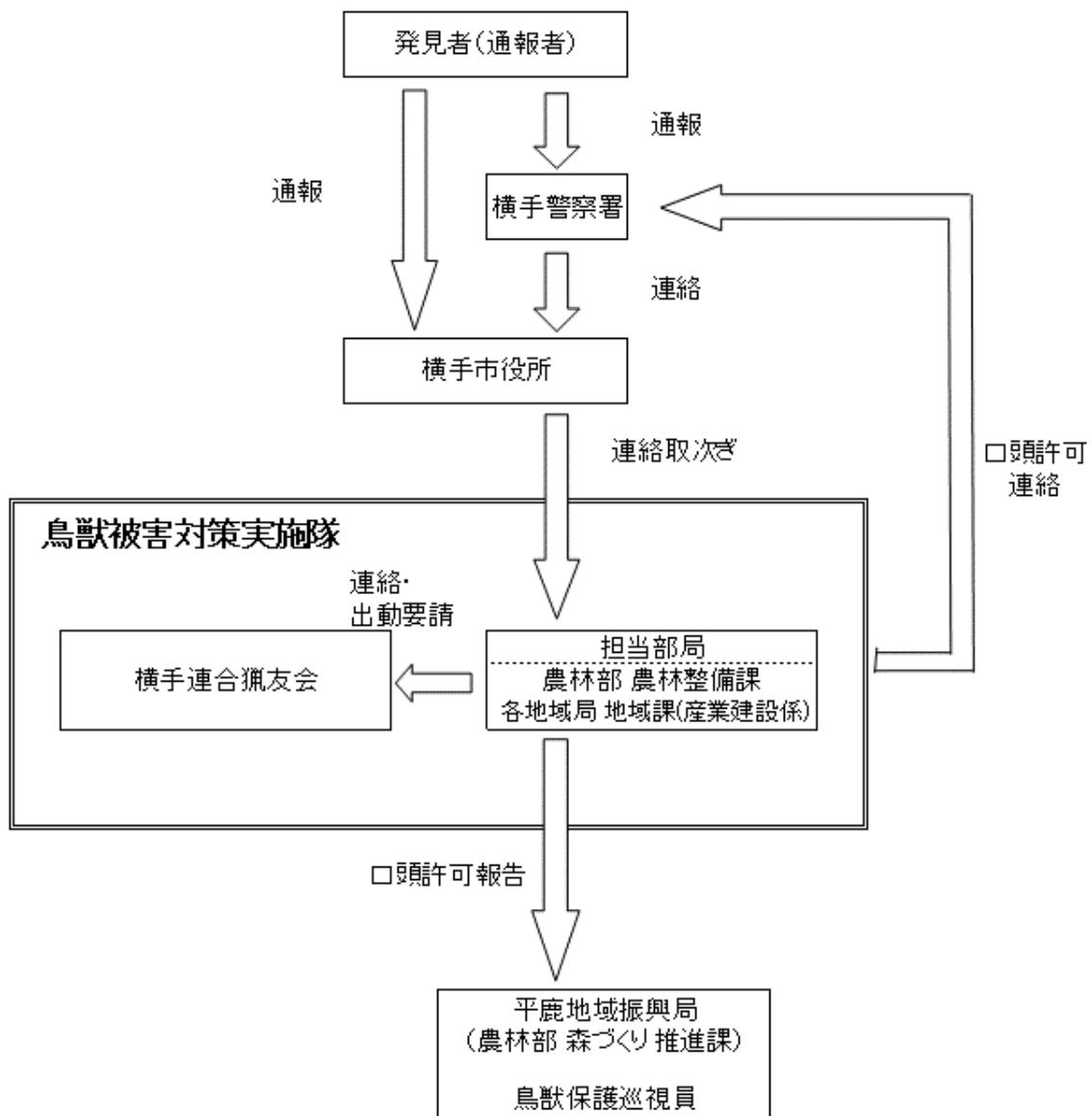
(2) 緊急時の連絡体制

連絡体制図のとおり。

緊急時連絡体制図



連絡体制図: 緊急時手続き(ツキノワグマによる人への被害を防止する場合)



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

秋田県有害鳥獣捕獲許可事務取扱要領に基づき、適正に処理する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	衛生基準を満たす処理施設がなく、更に対象鳥獣の捕獲頭数も少なく、費用対効果の観点から食品としての流通・販売は困難である。
ペットフード	衛生基準を満たす処理施設がなく、更に対象鳥獣の捕獲頭数も少なく、費用対効果の観点からペットフードとしての流通・販売は困難である。
皮革	対象鳥獣の捕獲頭数が少なく、費用対効果の観点から皮革としての流通・販売は困難である。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	対象鳥獣の捕獲頭数が少なく、費用対効果の観点から商品等としての流通・販売は困難である。

(2) 処理加工施設の取組

なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	横手市鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
横手市	実施主体であり、協議会の事務局とし、各組織との連携・調整を図る。
秋田県警察横手警察署	目撃情報、人身被害等に関する情報提供及び銃器に関する指導・監督、鳥獣被害対策への提言・助言を行う。
秋田県平鹿地域振興局 農林部	有害鳥獣捕獲許可及び鳥獣被害対策への提言・助言を行う。
横手連合猟友会	銃器等を用いた捕獲活動に直接関わる立場から、従事者としての提言・助言を行う。
横手市鳥獣被害対策実施隊	被害防止計画に基づき、現場の巡回・わな等の設置、捕獲活動を行う。
秋田ふるさと農業協同組合	農業者の組織団体としての立場から、鳥獣被害対策への提言・助言を行う。農作物被害情報の提供。
秋田県農業共済組合 横手市支所	農業者の関係団体としての立場から、鳥獣被害対策への提言・助言を行う。農作物被害情報の提供。
県南漁業協同組合	漁業者としての立場から、鳥獣被害対策への提言・助言を行う。漁業被害情報の提供。
鳥獣保護巡視員	自然保護の専門家としての立場から、鳥獣被害対策への提言・助言を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
なし	なし。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成26年4月に設置した。 隊員は市職員及び横手連合猟友会員で構成し、現場の巡回・わな等の設置や有害捕獲を行う。 実施隊のうち主として対象鳥獣の捕獲に従事する者は、対象鳥獣捕獲員とし、捕獲を適切かつ効果的に行うこととする。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

市街地等におけるツキノワグマの出没対応については、別途マニュアルに定めた「基本方針」、「出没状況に応じた対応」、「再出没防止対策の実施」に基づき適切に対処する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

対象鳥獣の捕獲や被害防止対策等に関して、近隣の市町村や関係機関との連携を図る。なお、被害防止計画は必要に応じて内容の見直し・変更を行うものとする。